

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登 録 教 習 機 関 の 名 称	三浦建設株式会社
登 録 教 習 機 関 の 住 所	青森県三戸郡田子町大字田子字小沼 13 番地 1
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 三浦 弘貴
技 能 講 習 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	青森県南トレーニングセンター 青森県三戸郡田子町大字田子字小沼 13 番地 1
行 う こ と が で き る 技 能 講 習	不整地運搬車運転技能講習
登 録 年 月 日	令和 8 年 7 月 22 日
登 録 の 有 効 期 間 の 満 了 日	令和 13 年 7 月 21 日
登 録 番 号	第 237 号

令和 8 年 7 月 22 日

青 森 労 働 局 長